

肥料公定規格等の 改正について

農林省農蚕園芸局肥料機械課

金丸 一郎

わが国では、生産・販売などする肥料の品質を保全し、その公正な取引を確保するため、肥料取締法をもって肥料を特殊肥料と普通肥料とに大別し、取扱いを定めております。

すなわち、特殊肥料は、米ぬか、たい肥のように、消費者の五感と経験によって品質が容易には握できるといった肥料で、農林大臣が指定したものであり、生産・販売などする場合は、都道府県知事に届出をすることとなっております。

普通肥料は化学肥料のように、主成分等によらねば品質の価値判断ができない肥料をいい、かかることから、農林大臣によって一定の規格（公定規格）が定められており、生産・輸入などする場合は、この規定に基づいて、農林大臣または都道府県知事の登録を受けなければならないほか、容器等に有効成分量や正味重量を記した保証票を添付することとなっております。

一方、肥料を品質面から見た場合、ご承知のとおり、ここ数年来各地に異常気象が発生したことから、世界の穀物需給はひっ迫気味に推移しており、加えて昨年末の石油危機を契機として、原料諸経費の高騰、国際的な需給の堅調化等の時代に入るなど肥料事情は激変しております。

こうした中で肥料の内容も従来の複合化、多成分化の趨勢は若干停滞するきざしを見せてきており、代って、省資源、省力化および、資源の有効利用の見地からの産業廃棄物の肥料化、施肥化のための肥料の研究が進められ、従来に増した新肥料の出現で複雑多様化しております。

こうした肥料事情の変化に即応するために、毎年、普通肥料の公定規格を中心とする一連の告示の改正が、行われているわけでありまして。

また、この改正の時期としては、来春に使用する肥料の準備時期や、規格改正の資料として必要な栽培試験の期間等の諸事情により、毎年10月か

ら11月にかけて行われるのが通例となっております。

本年も例年のように、普通肥料の公定規格等一連の告示の改正が行われましたので、これら告示の改正概要を紹介します。

I. 普通肥料の公定規格の一部を改正する告示

（昭和49年10月24日農林省告示第991号、同年11月25日施行）

普通肥料の公定規格は、例年その年の4月までに業界や地方公共団体等から出された要望と、その他改正を要する事項について、農林省部内で調査検討を加えたのち、さらに学識経験者からなる肥料公定規格設定検討会で慎重に審議して、改正が行われております。

本年も例年のように9月27日にこの検討会が開かれ、10月24日に公布されましたが、本年の公定規格についての改正は、業界等からの申し出が、前述した肥料の特殊事情を反映してか未利用資源の活用および、施肥合理化に関した内容のもので占められていたことから、このような内容の事項が多くなっております。

その主な改正点を上げて見ますと、

- ① りん酸液を精製する際の副産物が、大幅に肥料として認められた。
- ② 製革工場廃液を浄化する際に得られる回収物が、肥料に認められた。
- ③ アルコール醱酵廃液等の醱酵廃液が、肥料に利用され易いようになった。
- ④ 建材である軽気泡コンクリートの切削粉末が、肥料の主成分を多量に含有していることから、けい酸質肥料として認められた。
- ⑤ 炭酸カルシウム肥料、副産石灰および混合石灰肥料に、飛散防止材等の使用が認められた。
- ⑥ はっこう乾ぶん肥料の規格が削除されたなどあります。

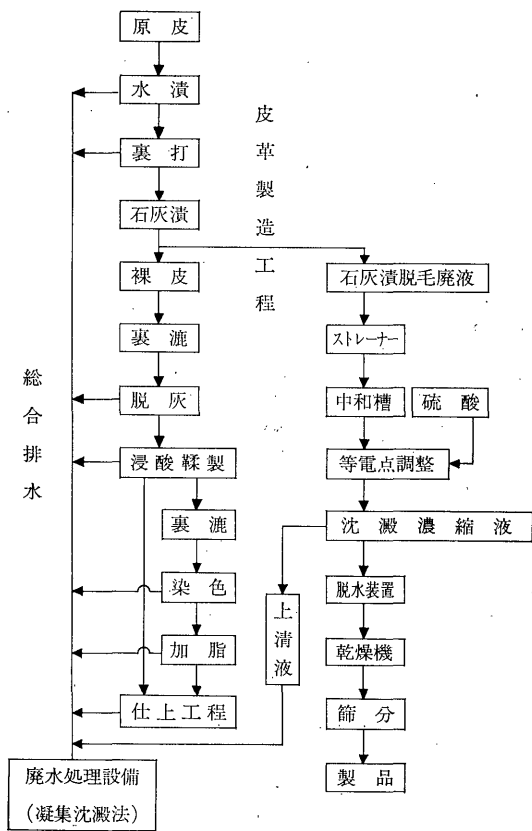
以下これらの個々の改正内容について、その概要を紹介します。

1) 新たに規格が設定されたもの

① 製革副産肥料

この肥料は、なめし皮の製造工程で排出される脱塩原皮の石灰漬脱毛処理廃液を酸処理し、溶解しているたん白質等を凝集沈でんさせ、乾燥したもので、その工程は第1図のとおりで、通常、窒素全量を9%程度含有しております。

第1図 製革副産肥料製造例



しかし、処理方法によっては、肥効が劣る皮くずまたは、毛等が多量に混入したものが生産され

第1表 製革副産肥料の規格

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
製革副産肥料(脱塩した原皮の石灰漬脱毛処理廃液に酸を使用して生じる凝集沈でん物を乾燥したものをいう。)	窒素全量 6.0	窒素全量の	窒素全量の40.0%以上が0.2%水酸化ナトリウム液に溶けるものであること。

る場合も考えられるので、規格の内容は第1表のように定義および制限事項が付けられております。

また、制限事項中の0.2%水酸化ナトリウム液可溶性窒素の測定法については、追って通達を出すことにしております。

なお、この規格は、(株)ニッピからの申し出によって設定されたわけですが、この肥料は内容からして、都道府県知事登録肥料として取扱われることになり、さらに、混合有機質肥料および、第1種複合肥料の原料肥料として使用することが認められました。

② その他のけい酸質肥料

鉍さい類以外のけい酸質肥料のために、今回新しく設定されました。

これは、今回、旭化成工業(株)から申し出のあった軽量気泡コンクリートブロック(高層建築資材、商品名ヘーベル)を生産する際に副産される、当該削切粉末(第2図参照)が肥料に認められたことからとられた措置であります。また、規格は第2表のとおりです。

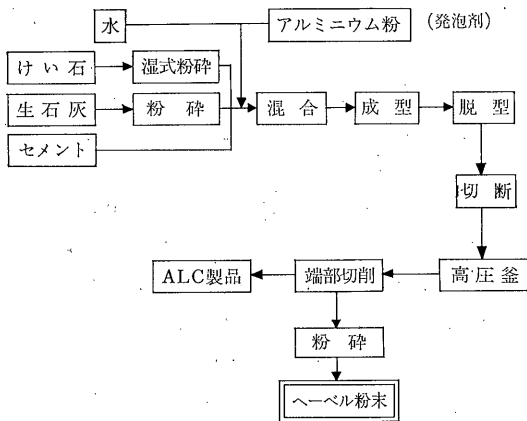
なお、申し出によると、軽量気泡コンクリート粉末には、可溶性けい酸が21%、アルカリ分が27%程度あり、当該品について行った発芽試験や、既存けい酸質肥料と比較した施用効果に関する試

< 目 次 >

- § 肥料公定規格等の改正について……………(2)
農林省農芸園芸局肥料機械課 金丸 一郎
- § ヘーベル粉の効肥……………(6)
三重県農林技術センター土壌肥料研究室長 松田 兼三
- § ヘーベル粉の物性と生産……………(8)
旭化成工業(株)徳積工場工場長付 花田 二甫
- § 枝もの花木 ヒガンざくらの栽培……………(10)
福島県農政部農業改良課専門技術員 新田 斉
- § 露地野菜の大型機械化栽培……………(13)
愛知県農業総合試験場指導部やさい専門技術員 伊藤 克己
- § 複合肥料の今昔と新しい方向……………(16)
全国農業協同組合連合会顧問 黒川 計

10月15日現在の水稻は”やや良”……………(16)

第2図 軽量気泡コンクリート粉末の製造例



第2表 その他のけい酸質肥料の規格

その他のけい酸質肥料(けい灰石又は軽量気泡コンクリートの粉末をいう。)	可溶性けい酸 20.0 アルカリ分 25.0	2,000ミクロンの網ふるいを全通し,590ミクロンの網ふるいを60%以上通過すること。
-------------------------------------	---------------------------	--

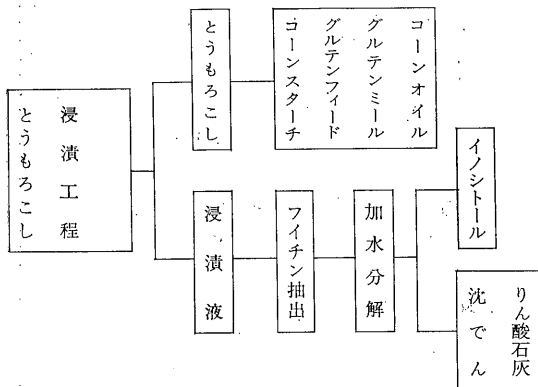
験からは、作物障害を認めてなく、対照とほぼ同程度の施用効果を示しております。

2) 既存の規格が一部改正された肥料

⑦ 沈でりん酸石灰

とうもろこしを原料としてイノシトールを抽出する際に副産される、りん酸石灰(第3図参照)が、当該肥料で取扱えるようになったこと、そのため、く溶性苦土の最低保証量5.0%が3.0%に改正された。

第3図 製造法の1例



この改正は、とうもろこしを原料としてイノシトールを抽出する際に副産されるものが、既に当該肥料となっている米ぬかからのものと比較して

も、く溶性苦土の含有量が低いのみで、肥効は全く同等であるとする調査・試験結果に基づき行われたものであります。

⑧ 副産りん肥

く溶性りん酸および水溶性りん酸の最低保証量が、それぞれ20.0%、2.0%に改正された。

この改正は、最近のりん酸肥料の原料事情に鑑み、りん酸資源の活用を図る必要性があること、これまで特殊肥料に指定されていた「りん酸液精製かす」(脱水促進材を使用するものを除く。)を、普通肥料に取扱えるようにする旨の申し出があったこと等から、とられた措置であります。

これによって、従来特殊肥料になっていたトリポリりん酸ソーダの生産で副産される精製かすの大半が、当該肥料として取扱えることとなりました。

⑨ 混合有機質肥料, 第一種複合肥料

原料肥料として、製革副産肥料が新たに追加された。

この改正は、製革副産肥料の規格設定に伴って行われたものであります。

⑩ 醗酵廃液乾燥複合肥料

原料肥料として、蒸製皮革粉およびなたね油かす粉末が使用できるように改正され、蒸製皮革粉の使用にあたっては、制限事項が設けられた。

この改正によって、廃糖蜜アルコール醗酵廃液等の醗酵廃液を乾燥して、当該肥料に加工する場合、蒸製皮革粉または、なたね油かす粉末を混合することによって、非常に効率よく乾燥加工でき、かつ、良質な性状を持った製品が生産できる方式がとれることとなりましたが、この改正は、醗酵廃液を積極的に肥料利用する見地から行われたものです。また、蒸製皮革粉の使用についての制限は、第一種複合肥料の場合と同じ理由で行われたものであります。

なお、原料肥料となった蒸製皮革粉または、なたね油かす粉末の使用に当っては、当該肥料としての特性を変えるほど使用できない旨の通達が、出ることとなっておりますので留意して頂きたい。

⑪ 炭酸カルシウム肥料, 副産石灰, 混合石灰肥料

これらの肥料に、飛散を防止し、または粒状化を促進する材料の使用が認められた。

この改正は、これらの肥料が非常に微粉末であること、多量施用肥料であるため機械施肥が普及してきており、その際の飛散が激しいことなど、製品の性状および施肥面の実態に鑑み、行ったものであります。

また、飛散防止材等の材料を用いた肥料については、登録申請の際、使用する材料、造粒効果および崩壊性等を、慎重に審査する旨の通達が出ることとなっておりますので、これに基づいて指導することとしております。

④ 鉍さいけい酸質肥料

従来のけい酸質肥料から「けい灰石の粉末」が削除され、「鉍さいけい酸質肥料」と種類名が改称された。

この改正は、「その他のけい酸質肥料」の規格が新設されたことから行われたものであります。

3) 規格が廃止されたもの

⑦ はっこう乾ぶん肥料

生活様式の変化に伴い、原料汚水の内容が変化してきたため、製品の窒素含量が低下し、現行規格に適合するものの生産が困難になってきたこと、また、当該肥料は、施設園芸におけるハウスの床土として利用されているのが実情であることから、主成分の最小量を下げ、普通肥料にして置くことより、特殊肥料として取扱うことの方が妥当と考えられるために、今回、当該肥料を普通肥料から削除し、新たに特殊肥料に指定したものであります。

II 特殊肥料等の指定の一部を改正する告示

昭和49年10月24日農林省告示第992号同
年11月25日施行

1) 特殊肥料の指定に関する改正

⑦ 蚕ぶん

従来の「葉緑素抽出蚕ぶん」が、「蚕ぶん」に改められた。

これは、人工飼料による養蚕の研究が進み、葉緑素を含有しない蚕ぶんも、可成り発生するようになってきたことから、今回かかる蚕ぶんを特殊肥料に指定して欲しい旨の申し出があり、これが認められたために、とられた措置であります。

① はっこう乾ぶん肥料

当該肥料が新たに指定された。

これは、前述の公定規格の改正で、当該肥料が普通肥料から削除されたことから、とられた措置であります。

② リン酸液精製かす

脱水促進材を使用したもののみとなった。

これは、前述の公定規格の改正で、従来の当該肥料のうち、脱水促進材を用いないものが、普通肥料の副産りん肥になったことから、とられた措置であります。

2) 適用を除外される肥料に関する改正

肥料のなかには、同時に、工業用または飼料用等の他の用途に供されるものもあるので、これら他の用途を併せもつ肥料に対しては、肥料取締法第35条に基づいて農林大臣が具体的に肥料を指定して、指定された肥料が、肥料以外の目的で生産、輸入、譲渡される場合に、肥料取締法の適用を除外する途をひらいております。

今回前述の公定規格の改正に伴い、これまで、工業用として適用を除外されていた肥料から、「けい酸質肥料」が削除され、新しく「鉍さいけい酸質肥料」と、「その他のけい酸質肥料」が、当該肥料として指定されるといった改正が行われました。

III 申請書に生産工程の記載を要する肥料を、一部改正する告示

昭和49年10月24日農林省告示第993号
同年11月25日施行

肥料取締法では、申請肥料が公定規格に適合しているかどうか、さらに、果して保証成分量を維持することができるかどうかを検討するために、生産方法が多様で含有成分量が不安定なもの、生産方法によって製品の組成が変わり、肥効に影響する等の肥料を農林大臣が指定し、生産工程の概要の記載を求めています。

今回前述の公定規格の改正に伴い、この生産工程の概要の記載が命じられている肥料から「けい酸質肥料」が削除され、新しく「製革副産肥料」「鉍さいけい酸質肥料」および「その他のけい酸質肥料」が指定されるといった改正が行われました。